

大阪府ITステーション 在宅就労支援訓練（テープ起こし）実施要領

在宅就労を希望する障がいのある方を対象に在宅就労支援訓練（テープ起こし）を実施致します。

記

【訓練名】 在宅就労支援訓練（テープ起こし）

【訓練の目的】

実際に録音したテープの音声を、テープ起こしに最適な再生ソフトを使用しながら文書ファイルを作成し、データに起こす訓練を実施します。



【受講者要件】

1. IT を利用した在宅就労を希望し、在宅就労支援訓練を受ける能力がある方。（スキルチェック、利用相談、メールでの添付ファイル送受信等で総合的に判断します。）
2. 大阪府在住者で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する満15歳以上の方。（精神保健福祉手帳をお持ちの方は「主治医の意見書」が必要です。）
3. 上記1、2の要件を満たし、現在未就労者の方。（就労継続支援 A 型事業所の利用者は就労と見なします。B 型は見なしません。）

※障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」）で定める疾病（指定難病）の方は受講できます。

【受講料】 無料。ただし、訓練時に必要なインターネット通信費等の実費は自己負担になります。

【申込期間】 令和元年5月20日（月曜日）から令和2年1月31日（金曜日）まで。

【訓練期間】

申込受付から令和2年2月28日（金曜日）まで ただし、課題をすべて提出次第終了。

【訓練時間】 上記訓練期間中、いつでも都合のよい時に受講してください。

【訓練場所】 在宅等（大阪府 IT ステーション内では実施しません。）

【応募方法】

初めに就労支援相談の予約をお願いします。

就労支援相談を受けて、在宅就労支援訓練の受講が認められた方に対して、個別に案内します。

○就労支援相談（2019年度）を受けた方

メールの件名に「在宅就労支援訓練（テープ起こし）受講希望」と明記の上、

①受講者番号と②氏名を記載して、shien@itsapoot.jp に送信してお申し込みください。

申込受付後 受付完了メールをお送りしますので、必ず受信できるアドレスから送信してください。また、迷惑メールにならないように受信設定もおこなってください。

【訓練概要】

○訓練方法

ポータルサイトから訓練用テキストデータをダウンロードし、テープ起こしのノウハウを学びます。学び終えたあと、ポータルサイトからテープ起こし訓練用音源データをダウンロードして、実際に録音したテープの音声を、テープ起こしに最適な再生ソフトを使用しながら文書ファイルを作成し、データに起こす訓練を実施します。

・課題には起稿課題3題があります。

・起稿課題はポータルサイトから音声及び起稿の仕様などをダウンロードしてワード文書等に起こします。・また指定された期間内に訓練を終えます。

【問い合わせ先】

〒543-0074 大阪市天王寺区六万體町 3-21

大阪府 IT ステーション

E-mail : shien@itsapoot.jp

在宅就労支援訓練（テープ起こし）事務局

